

令和6年度教育委員会及び学校における再発防止に向けた取組状況

1. 学校いじめ防止基本方針の日常的な点検と全教職員による取組の徹底

【要約版：提言 1(1),4(1)・(2)】

1-1.学校いじめ防止基本方針の点検と見直しの実施

教育委員会において、全教職員の共通理解のもと、各学校が学校いじめ防止基本方針に基づきいじめ問題に対して組織的に対応できるよう指導及び支援を行い、各学校においては、校内研修の一環として、その学校の実情に応じ迅速かつ適切に対応できるよう、自らの学校の基本的な方向性と取組について点検を行うとともに必要に応じて見直しを実施

1-2.教職員等の意識の向上に向けた啓発活動の実施

教育委員会において、教職員研修等の実施のほか、教職員のいじめ理解の推進、意識向上に向けた啓発活動の一助とするため、全教職員へ向けてデジタルリーフレットを配信。また、保護者等へ向けても、家庭における子どもとの関わり方や学校教育の情報発信としてデジタルリーフレットを配信

2. 教職員の指導力向上 【要約版：提言 1(2),2,4(1),5(1)・(2)】

2-1.「子ども理解研修」の実施

教育委員会において、「子どもの権利に関する条例」を有する泉南市の職員として、子どもの背景や言動の裏にある思いを効果的にキャッチする大切さを学ぶため、保育園・幼稚園・認定こども園・小中学校の教職員、市職員等を対象として「子ども理解研修」を実施

2-2.スクールロイヤー等による「生徒指導事案研修」の実施

各学校において、子ども同士のトラブル、いじめ、虐待、事故など学校で発生した様々な問題に対して適切に対応できるよう、法令に基づく助言や指導を行うスクールロイヤー(SL)、そして子どもの家庭環境等を把握し、関係機関と調整して福祉的なアプローチで支援するスクールソーシャルワーカースーパーバイザー(SSWSV)による「生徒指導事案研修」を実施

2-3. 「SOS の出し方教育」を推進する人材の育成

教育委員会において、子どもが社会において直面する可能性のある様々な困難やストレスへの対処方法など、こころの健康について考えるための教育「SOS の出し方教育」の推進に向け、主体的に子どもに働きかける人材を育成するため、教職員を対象とした、大阪府こころの健康総合センターによる SOS の受け取り方研修を実施

2-4.いじめに関する校内研修等の実施

各学校において、法令に沿った認知と組織的な対応の在り方について再確認し、校内で共通認識を持ったうえで教育活動に取り組むため、また学校の問題点も踏まえながら再発防止に向けた取組を専門的な観点から学ぶため、各学校においてスクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）による校内研修を実施

2-5.弁護士による「いじめ予防出張授業」の実施

各学校において、いじめは人権侵害であり、いじめは誰でも被害者、誰でも加害者になりうること、そして傍観しているだけでも人を傷つける可能性があることに気づき、その上でいじめを予防するために自分に何ができるのかを子どもたちに考えてもらうため、スクールロイヤー等弁護士による「いじめ予防出張授業」を実施し、授業終了後、担当弁護士と教職員で意見交換を実施

3. いじめ防止、自殺予防に関する教育の取組【要約版：提言 1(2),5(2)】

3-1.弁護士による「いじめ予防出張授業」の実施（再掲）

各学校において、いじめは人権侵害であり、いじめは誰でも被害者、誰でも加害者になり得ること、そして傍観しているだけでも人を傷つける可能性があることに気づき、その上でいじめを予防するために自分に何ができるのかを子どもたちに考えてもらうため、スクールロイヤー等弁護士による「いじめ予防出張授業」を実施

3-2.子どもの自尊感情を高める取組

各学校と教育委員会が連携して、泉南市のめざす子どもの姿を子どもたち自身の言葉で表現した「泉南っ子日本一宣言」を軸に、児童会生徒会のつながりを充実させる取組を推進。「児童会・生徒会サミット」も開催された。また、子どもたちが自尊感情を高め、他者を認め合う取組の一環として「KIRAMEKI☆SUTEKI 泉南っ子」事業を実施

4. いじめ,問題行動,不登校への組織的な対応に向けた体制の強化

【要約版：提言 5(1),6(2)】

4-1.スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーの充実

教育委員会において、学校の教育相談体制の一層の充実を図り、生徒指導上の課題に適切かつ迅速に対応するため、社会福祉等の専門的な知識等を用いて、子どものおかれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカー（SSW）の活動を強化し、また子どもの心のケアや保護者等の悩みの相談、教職員への助言、援助等を行うスクールカウンセラー（SC）を1名増員

4-2.せんなん子ども相談フォームの導入

教育委員会において、子どもたちが悩みを一人で抱え込むことなく、いつでも希望する相手に相談ができるようにするため、子どもたちが学校で使っているタブレット端末に子ども一人一人が個別相談できるシステム「せんなん子ども相談フォーム」を導入
(2024年7月～2025年1月までの相談件数：152件)

5. 児童生徒理解に基づく,きめ細やかな支援体制づくり【要約版：提言 4(1),5(1),6(2)】

5-1.校内教育支援ルームの設置

各学校において、教室に入りづらいと感じている子どもの「心の居場所」として、保健室や空き教室を利用して「校内教育支援ルーム」を開設するとともに、教育委員会において学校の様々な場面で子ども一人一人のニーズに応じた支援を行う校内教育支援員を4名任用することにより、学習面や心理面において子どもを個別に支援

5-2.「子ども理解研修」の実施（再掲）

教育委員会において、「子どもの権利に関する条例」を有する泉南市の職員として、子どもの背景や言動の裏にある思いを効果的にキャッチする大切さを学ぶため、保育園・幼稚園・認定こども園・小中学校の教職員、市職員等を対象として「子ども理解研修」を実施

5-3.スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーの充実（再掲）

教育委員会において、学校の教育相談体制の一層の充実を図り、生徒指導上の課題に適切かつ迅速に対応するため、社会福祉等の専門的な知識等を用いて、子どものおかれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカー（SSW）の活動を強化し、また子どもの心のケアや保護者等の悩みの相談、教職員への助言、援助等を行うスクールカウンセラー（SC）を1名増員

[参考]令和7年度の新規・拡充事業（予定）

所管課	事業概要
指導課	校内教育支援員の増員
人権国際教育課	人権教育や子ども理解についての研修の充実 ・一人ひとりを尊重することや人とのつながりなど、普遍的な人権の課題について学ぶワークショップの実施